

新旧対照表

【輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 241 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸出通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 (省略) 受付管理業務</p> <p>1 申告書及び仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類（税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）が担当部門に提出された際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに添付書類の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号（以下「減免税手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>統括監視官（検査担当の統括監視官。以下同じ。）</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には<u>統括監視官（下記第 2 の 1 に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、統括審査官。）</u>が行うこととなるので留意する。</p> <p>イ～ホ（省略）</p> <p>2 (省略) (省略)</p>	<p>輸出通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 (同左) 受付管理業務</p> <p>1 申告書及び仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類（税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）が担当部門に提出された際には、<u>通関担当統括審査官</u>（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに添付書類の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号（以下「減免税手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>検査担当統括審査官</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には<u>通関担当統括審査官</u>が一次的な選定を行い、最終的には<u>検査担当統括審査官</u>が行うこととなる（下記第 2 の 1 に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、<u>通関担当統括審査官</u>。）ので留意する。</p> <p>イ～ホ（同左）</p> <p>2 (同左) (同左)</p>